

発議案第 1 号

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 議会運営委員会
委員長 柴田 圭子

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例

白井市議会委員会条例（平成１３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第１５条の２ 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第２０条第１項の秘密会は、この限りでない。

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３ 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、別に定める。

第２１条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第２５条第１項中「学識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第２９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる
ことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第3号資料

○白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(委員会の開会方法の特例)	
第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。	(新設)
2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。	
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、別に定める。	
(略)	(略)
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。
2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。	(新設)
(略)	(略)
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 (略)	2 (略)
3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。	(新設)
(略)	(略)
(参考人)	(参考人)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。	(新設)
4 参考人については、前3条の規定を準用する。	3 参考人については、前3条の規定を準用する。
(略)	(略)